

**飯田市内発生土置き場（下久堅）における環境の調査及び影響検討の結果
並びに環境保全に対する長野県からの助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
1 全般 <p>(1) 工事の実施並びに資材及び機械の運搬に用いる車両（発生土運搬車両を含む。以下「工事用車両」という。）の運行に当たっては、地元住民の生活環境の保全、一般車両及び歩行者の安全確保等のため、環境保全の計画に記載した環境保全措置を確実に実施するとともに、関係機関や地元住民等との連絡、調整及び協議を引き続き丁寧に行い、必要に応じ、適切な対策を講じること。</p>	<p>これまで申し上げてきた通り、工事の実施及び工事用車両の運行にあたっては、「飯田市内発生土置き場（下久堅）における環境保全について」（以下「環境保全について」という。）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地元住民の方々の生活環境等への影響の低減に努めます。また、工事用車両の運行に伴う地元住民の方々の生活環境の保全、安全かつ円滑な交通の確保や環境影響の低減に向け、引き続き関係機関や地元住民の方々等と協議、調整し、必要な対策を講じます。</p>
<p>(2) 工事や環境保全措置の実施状況、モニタリングの結果等を積極的に公表するとともに、地元住民に対して引き続き丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>他の工事同様、工事の計画や施工状況については、関係する地区へ回覧等で適宜周知します。また、「環境保全について」に記載のとおり、工事期間中の環境保全措置を適切に行うとともに、モニタリングを確実に実施し、その結果や環境保全措置の実施状況などを他の工事箇所と同様に年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ報告する他、当社ホームページへも掲載します。また、地元住民の方々へのご説明方法については、飯田市及び地元と引き続き協議し、対応していきます。</p>
<p>(3) 発生土置き場の計画について、十分な安全性を確保していることを明らかにするため、計画降雨量、排水設備の構造及び排水能力、周辺の地形等を分かりやすく記載すること。</p>	<p>発生土置き場の計画にあたっては、周辺の地形等を考慮した流域を設定するとともに、確率年30年の降雨強度に対して流下能力を有する排水設備を設置することで、十分な安全性を確保しています。 これらの内容を「環境保全について」に追記しました。</p>
2 大気質・騒音・振動 <p>(1) 工事用車両の運行ルート沿線における大気質、騒音及び振動のモニタリング調査について、地元住民の要望及び関係機関の意見を踏まえた調査の地点、時期及び頻度で実施するよう努めること。</p>	<p>これまで地元住民の方々や自治体と環境の保全に関する協議を行ってきました。今後も引き続き必要な調整を行ながらモニタリング調査を実施していきます。</p>
<p>(2) 建設機械の稼働による騒音及び振動について、検討結果の数値は規制基準を下回っているが、現地調査結果と比べ大きく増加していることから、環境保全措置その他必要な対策を十分に講じ、工事の実施による周辺住居への騒音及び振動の影響を最大限低減すること。</p>	<p>騒音、振動等の影響を出来る限り低減するため、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施します。また、周辺にお住まいの方々からのご意見等も踏まえ、必要に応じ、環境保全措置の追加を検討します。</p>

3 水環境 (1) 亜鉛を水質のモニタリングの項目に追加すること。	本工事に伴い有害物質を新たに持ち込む作業はありませんが、国土交通省の所管する建設工事において自然由来の重金属等を含有する岩石・土壤の取り扱いに関し参考となる「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル（暫定版）」（平成22年3月 建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会）の中に、カドミウムの含有量と亜鉛の含有量との間に相関性が認められる旨の記述があることから、土壤汚染のモニタリングにおいてカドミウムの含有量が基準値を超過した場合には、亜鉛の含有量を追加で調査することを検討します。
(2) 水田が多い地域であることから、工事排水の水の濁りを定量的に監視するなど、伝田沢川の水質の保全に最大限の配慮を行うこと。	「環境保全について」に記載のとおり、モニタリング結果を踏まえ、水の濁りが発生し影響が生じた場合には、工事完了後も影響が収束するまでの間、モニタリングを実施します。
(3) 排水設備が十分に機能し、盛土の安定性が確保されていることを確認するため、モニタリングの実施計画に盛土内部の地下水位の測定を追加すること。	排水設備が十分に機能し、地下水が排水されていることを確認するために、盛土端部において、地下排水管からの排水状況が適切であることを観察する計画です。
4 土地の安定性 (1) 大地震時に想定される地震動の規模、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の存在等を踏まえ、盛土の崩壊等により下流域に影響が及ぶことがないよう、盛土の安定性を十分に確保し、責任を持って施工・管理すること。	「環境保全について」に記載のとおり、大規模地震を想定した設計としている。土地の安定性の確保を図る計画としています。加えて、施工に際しては、草木の伐開・除根を実施し、支持地盤上に分布する崖錐堆積物を除去したうえで、盛土の締固めの層厚は長野県土木工事共通仕様書（長野県建設部）を参考に30cmを基本として実施していく。また、これらの施工が適切に実施されるよう管理ていきます。
(2) 盛土上に補強土壁又はブロック積擁壁を設置する計画であることから、圧密沈下等による構造物の変状を考慮して安定性の検討を行うこと。	盛土上に補強土壁又はブロック積擁壁を設置するに際し、設計上必要となる地耐力を確保するように施工することで、圧密沈下等による構造物の変状を避けられると考えています。

<p>5 動物、植物、生態系</p> <p>(1) 改変される可能性のある範囲において、ホンシュウカヤネズミ等の移動性が低い種やオオヒカゲが確認された場合は、種の保全のため、必要に応じ、移設など適切な環境保全措置を講じるよう検討すること。</p>	<p>ホンシュウカヤネズミについては、捕獲が個体に与える影響が大きいことから、自発的な移動を促すために、営巣場所となるイネ科高茎草本が営巣可能な草丈ではなく、かつ繁殖期を避けた時期に工事着手することで、改変範囲外の影響のない場所への営巣を促し、生息環境への影響の低減に努めます。</p> <p>オオヒカゲについては、幼虫の食草となるスグ類が生育していると考えられるヤナギ低木群落等が周辺に広く分布しており、生息環境は確保されると考えています。</p>
<p>(2) 計画地への外来植物の侵入を防止するため、工事用車両のタイヤ洗浄に加えて、工事従事者の衣服、靴の裏等に付着した種子や土壤の除去を行うよう努めること。また、計画地において、オオキンケイギク、セイタカラワダチソウ等の外来植物の侵入が確認された際は、拡大抑制のため、早期に駆除するよう努めること。</p>	<p>「環境保全について」に記載のとおり、外来種の拡大を抑制するため、「タイヤの洗浄」や「工事従事者への講習・指導」を実施します。また、計画地において外来植物の侵入が確認された際は、早期に駆除するよう努めます。</p>
<p>6 景観</p> <p>発生土置き場に用いる壁面材等について、景観への影響を低減するために行う配慮の内容を明らかにすること。また、景観の変化に及ぼす影響の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、影響の程度を分かりやすく示すよう努めること。</p>	<p>壁面材等の仕様については、イラスト等を用いて道路管理者及び地権者と調整し、景観に配慮したパネル製品を使用します。</p>
<p>7 その他</p> <p>工事完了後の発生土置き場の管理について、飯田市及び地権者等と十分に協議を行い、排水設備等の維持管理や盛土内部の地下水位の監視等が適切に行われ、継続的に盛土の安定性が確保されるように対応すること。</p>	<p>継続的な盛土の安定性の確保のために、3(3)に記す内容が工事完了後も実施されるよう、飯田市及び地権者等と十分に協議を行っていきます。</p>